５　大学評価と大学図書館

聖徳大学学長補佐（大学評価担当）
山内　芳文

１　わが国の大学評価について

２　大学機関別認証評価の目的
・大学の質の新たな保証システムの構築

３　大学評価・学位授与機構が実施する認証評価
・大学機関別認証評価の基本方針
・大学評価基準の構成
・大学機関別認証の評価スケジュール
・図書館の評価（認証評価）

４　国立大学法人評価

５　国立大学法人評価と認証評価の比較

６　大学情報データベースの目的

大学評価と大学図書館

わが国の大学評価について

- 認証評価（「学校教育法」の規定による機関別認証評価と専門分野別認証評価・・・評価機関：大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本高等教育評価機構など、7年以内に1回以上、主として教育の評価）
- 国立大学法人（および大学共同利用機関法人）評価（「国立大学法人法」の規定による中期計画6年間の業務等の評価・・・教育研究については国立大学法人評価委員会が大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重）

大学機関別認証評価の目的

- 認証評価機関が定める大学評価基準に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証する（Accreditation）。
- 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てる（Evaluation）。
- 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していく（Accountability）。

大学の質の新たな保証システムの構築

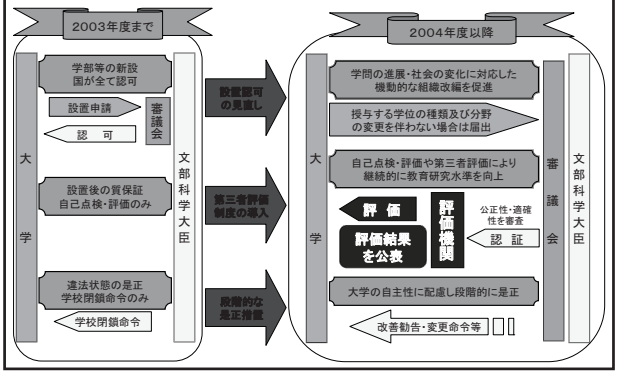

大学評価・学位授与機構が実施する認証評価

◆学校教育法に基づく評価（質保証と改善）
・機関別認証評価
4年制大学・短大・高等専門学校の
すべての高等教育機関が対象
・・ 7年以内ごと
・専門分野別認証評価（法科大学院などの専門職大学院）
・・ 5年以内ごと

大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価の基本方針

- 大学評価基準に基づく評価
- 教育活動を中心とした評価
- 各大学の個性の伸長に資する評価
- 自己評価に基づく評価
- ピア・レビューを中心とした評価
- 透明性の高い開かれた評価

大学評価・学位授与機構による

大学評価基準の構成

（必須的評価基準）
- 基準1 大学の目的
- 基準2 教育研究組織（実施体制）
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法
- 基準6 教育の成果
- 基準7 学生支援等
- 基準8 施設・設備
- 基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム
- 基準10 財務
- 基準11 管理運営

（選択的評価基準）
- 選択的評価基準A 研究目的の達成状況 （平成17年度受付、18年度実施分より導入）
- 選択的評価基準B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学機関別認証評価のスケジュール

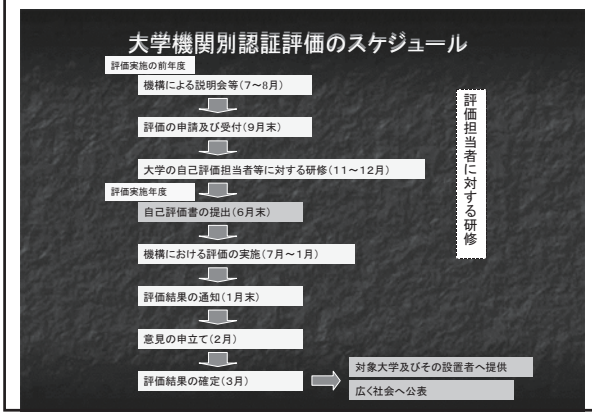

図書館の評価（認証評価）

大学評価・学位授与機構による「認証評価」の場合：基準8 施設・設備

- 基本的な観点8－2
  大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整備されていること。
- 観点8－2－①
  図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整備されており、有効に活用されているか。

留意点
「系統的に収集、整備されているか」については、教育研究組織及び教育課程に応じて、図書等の資料が系統的に収集され、有効に活用できる状態になっているかどうかを分析。
「有効に活用されているか」については、学術情報システムの整備状況や図書館の利用時間、図書等の利用実績等を用いて分析。
学生の満足度が把握されていれば、その資料・データを用いて分析。

根拠となる資料

- 「大学現況票」（別紙様式）［提出必須］
  図書館（本館・分館）、サテライト図書室等毎にその面積、閲覧座席数、開館時間を記述；それに、図書冊数（外国書を内数で）、学術雑誌・電子ジャーナル種類数（外国書を内数で）、視聴覚資料その他点数を記述、さらに短期大学と共用の場合はその旨を備考欄に記述
- 図書館、図書資料等の整備方針
- 図書等の資料（電子ジャーナル、ソフトウェア、視聴覚教材等を含む。）の内容等のデータ、利用実績等が確認できる資料、図書館、図書資料等の利用に対する学生のニーズの具体的事例等

◆国立大学法人評価

・すべての国立大学法人、大学共同利用機関法人が対象

・文部科学省の「国立大学法人評価委員会」が、
中期目標期間（6年）の業務全体を総合的に評価

・（管理・運営を除く）教育研究の状況の部分については、
大学評価・学位授与機構に中期目標および中期計画の達成状況（大学等毎）と現況（部局等毎）の評価を要請し、その評価結果を尊重

国立大学法人評価と認証評価の比較

- 両評価とも、大学の個性の伸長や教育研究水準の向上に資するとともに、大学の社会に対する説明責任を果たす。
- 国立大学法人評価は、
  - 中期目標等に対する業績評価の性格をもつ。中期目標期間における質の向上を評価するという性格をもつ。
  - 評価結果は、次期中期目標・中期計画の検討、それに基づく運営費交付金等の算定に資する。
- 認証評価は、各大学の目的・目標に謳われている質の維持・向上が図られていることを保証する。

図書館の評価（法人評価）

〇〇大学の中期計画における附属図書館の関わる部分

Ⅰ教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 「中期計画」の達成度評価

3　教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

（3）教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用整備の具体的方策

〇中央図書館のほか、〇〇・〇〇、〇〇及び〇〇の専門図書館を設置して図書、雑誌、電子媒体等を系統的に収集整備し提供を図るとともに、電子化の推進により図書館利用の形態の多様化を図る

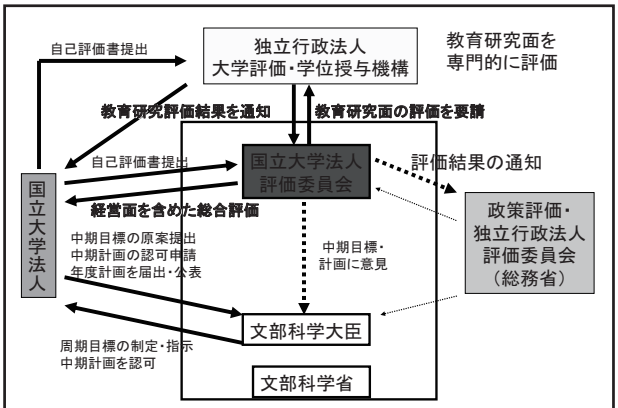

大学情報データベースの目的

- 各大学等の教育研究の質の向上に資する情報（評価情報も含む）の蓄積・提供
- 国際社会に対応する情報の蓄積・提供
- 第三者評価等に対応した作業負担の軽減に資する情報の蓄積・提供